

「江戸川・ホノルルフェスティバル」企画運営業務委託 仕様書

1 事業目的・趣旨

江戸川区(以下「区」という。)は、令和4年6月にホノルル市との姉妹都市盟約を締結した。区、ホノルル市両都市の更なる友好と住民同士の交流を図るために、令和8年10月11日に都立篠崎公園(上篠崎1丁目)で開催される「第49回江戸川区民まつり」(以下「区民まつり」という。)において、ホノルル市の文化に触れることのできるハワイアンイベント「江戸川・ホノルルフェスティバル」を実施する。

区内外からの来場者が、ホノルル市ひいてはハワイの文化や伝統、しきたりを正しく理解できるように、現地を五感で感じられるイベントとする。あわせて、両都市の姉妹都市関係を広く周知し、関心を持ってもらうことにより、ホノルル市に対する親しみと理解を深める機会とし、区の共生社会の推進につなげる。

については、区が主催する本イベントの開催にかかる業務を委託する。

2 委託期間

契約締結日から令和8年12月25日(金)まで

3 委託金額

19,500,000 円(消費税相当額等を含む)

4 イベントの概要(予定)

(1) 件名

「江戸川・ホノルルフェスティバル」企画運営業務委託

(2) ステージイベント及びブース出展

ア 日 時: 令和8年10月11日(日)午前9時から午後4時

イ 会 場: 都立篠崎公園内の区が指定する場所

(詳細は別紙1-1及び別紙1-2の「会場図」を参照)

ウ 入場料: 無料

エ 内 容:

- 区内フラダンス団体によるフラステージ
- ハワイアンミュージシャン、プレミアムダンサーによるパフォーマンス
- オープニングセレモニー、ホノルル市関係者の登壇、もしくはビデオレター等の手配
- ハワイ文化体験ブース
(ハワイ伝統ゲーム、ハワイ伝統工芸品ワークショップ、ウクレレ体験等)
- 飲食ブース
(キッチンカーなどによる本格ハワイアン料理の提供)

- 物販ブース
(ハワイアン雑貨、アロハシャツ、アクセサリーの販売)
- 姉妹都市PRブース(パネル展示等)
- フォトブース

5 委託業務項目

- (1) 実施計画書の提出
- (2) イベント実施に向けた事前準備、調整
- (3) イベントの周知促進
- (4) イベントの当日運営(設営、撤去作業)
- (5) 記録及び実施報告書の作成

6 委託業務詳細

(1) 実施計画書の提出

契約締結後、速やかに業務実施計画書及び運営体制を作成し、区に提出すること。

(2) イベント実施に向けた事前準備、調整

ア 関係者との調整にかかる窓口業務

全体の統括及び関係者との調整等を担う担当を設置し、イベント実施に向けて関係者と必要な調整を行う。

(想定される関係者:区、フラステージ出演者(区内フラ団体)、ブース出展者、区民まつり実行委員会事務局(以下、「実行委員会」という。)など)

イ 会場利用調整及び維持・管理等

会場は都立篠崎公園内の区が指定するエリアを使用する。受託者は、施設の管理者及び関係者と調整し、施設使用に関する条件等を遵守した上で、必要な設営・装飾を行う。また会場設営に際しては安全対策に万全を期すこと。業務終了後には、撤去・現状復旧を行い区及び実行委員会のチェックを受けること。

ウ 出演者の手配及び当日までの調整

(ア) オープニングセレモニー事前準備、ホノルル市等との調整

イベント当日のオープニングセレモニー事前準備、調整を行い、ホノルル市長、ホノルル市文化芸術局及びホノルル市議会等と連絡・調整を行い、イベントに向けたコンテンツを手配すること。

(イ) 現地ハワイアンミュージシャン、プレミアムダンサーとの調整

ステージプログラムの一つとして、ハワイアンミュージシャン、フラダンサーなどによるパフォーマンスを組み込む。出演者は受託者が選定・手配する。出演料等は委託費に含める。

- 出演者は、ハワイ出身などゆかりのある者が望ましい。
- 類似のイベント等でパフォーマンスの経験がある者をキャスティングすること。

(ウ) フラ団体の選定及び当日までの調整

区内フラ団体によるフラステージを実施するため、出演者(団体)は区内に拠点を有するフラダンス団体より区が公募を行い、受託者が選定する。可能な限り多くのフラ団体が出演

できるようタイムスケジュールを調整すること。イベント当日のスムーズな運営のため、出演者との連絡調整を密に行うこと。

(エ) 司会者の手配

イベント全体の司会者を手配する。司会者は式典やイベントなどで司会・進行の経験が豊富なものをキャスティングする。出演料は委託費に含める。

エ ブース出展等の選定・手配及び当日までの調整

(ア) ハワイ文化体験ブースにおける出展者

本イベントの目的・趣旨を踏まえ、ワークショップやゲーム体験を実施する出展者との出展の交渉、手配及び当日まで調整を行うこと。出展に必要な物品や装飾等は受託者と各出展者が用意すること。なお、本イベントの目的達成のため、出展内容及び出展者については、以下の条件を満たすこととする。

- 体験内容は8種類程度とし、体験料は無料とする。(ワークショップの材料費等実費分は参加者から徴収することも可能とする。)
- 体験(出展)内容は、ホノルル市やハワイ州の魅力を感じることでできるテーマに特化したものに限定する。
- ハワイ出身者などホノルル市とゆかりの深いクラフトアーティストを手配し、ハワイの伝統やしきたりを正しく発信すること。

(イ) 飲食・物販ブースにおける出展者

本イベントの趣旨を踏まえ、飲食物販売やハワイアングッズ販売の出展者との出展の交渉、手配及び当日まで調整を行うこと。出展に必要な物品や、出品する商品、装飾等は各出展者が用意すること。

本イベントの目的達成のため、出展内容については、以下の条件を満たすこととする。

- 飲食ブースは10店舗程度(キッチンカー含む)、物販ブースは30店舗程度とする。
- 販売する商品(飲食物)は、ハワイの雰囲気を感じられるものとする。
- 飲食物販売に際し、保健所の申請等は受託者が行い、申請に必要な情報は受託者が各出展者から収集すること。

(ウ) 姉妹都市PRブース

区とホノルル市の姉妹都市の経緯や交流のあゆみをまとめ、パネル展示(2テント程度)及びアンケートを実施する。展示内容については、随時区と協議の上、製作にあたること。

(エ) フォトブース

来場者が記念撮影を行うためのブースを設置する。フラの衣装やアロハシャツなどの貸し衣装を用意し、ハワイの風景などバックパネルの前で撮影を行う。撮影した写真は無償で提供を行う。

オ 備品・消耗品等の手配

イベントの実施に必要な備品・消耗品等を準備・設置すること。ステージ・出展・ワークショップ実施に際して、テントや長机、椅子、電源、その他、必要な物品がある場合は適宜受託者が手配すること(会場内の水道については使用可能)。

カ プログラムの作成・印刷

ステージのプログラム及びブース出展の内容を記載したプログラムをデータで作成すること。
委託者が指定する部数をイベント当日会場で配布すること。

キ 会場装飾

ハワイの雰囲気を感じられるよう、レイ等を使用した装飾を施すこと。

ク 実施運営マニュアル・進行台本の作成

委託者が指定した日までに、次の内容を盛り込んだ実施運営マニュアル及び進行台本を作成する。委託者との協議の中で盛り込む必要があると判断されたものについては適宜追加することとし、委託者から指示があった場合には、その内容を反映すること。

(ア) 実施運営マニュアル

- 当日の実施要領(人員配置計画を含む全体運営計画)
- 会場レイアウト図
- 実施スケジュール(工程表)
- ステージ(舞台)及び設備等図面
- 搬出入経路

(イ) 進行台本

- 出演者のスケジュール
- ステージシナリオ
- 司会台本

ケ 傷害保険等への加入

来場者や出演者等の事故に備え、必要となる傷害保険への加入等、事業全体に関わる補償対策を講じること。

コ 清掃・ごみ処理

会場内にて発生した廃棄物は分別した上で法令等に従い、適切に処理すること。また必要に応じて実行委員会の指示を仰ぐものとする。

(3) イベントの周知促進

本事業の集客及び姉妹都市交流に対する理解促進のため、SNS等で積極的な情報発信を行うこと。なお、情報発信を行う際は、事前に区と発信手段や内容等について調整を行うものとする。

(4) イベントの設営、当日運営、撤去作業

ア 会場設営

実行委員会と連携し、会場の設備及び撤去作業を行う。なお、テントの設営・撤去作業については、受託者にて手配を行うこと。搬入、撤収日時については今後調整。

イ ステージ(舞台)設営

音響設備、マイクの設置等のセッティングや組み立てを行い、ステージ(会場内3か所)の設営・撤去作業については受託者にて手配を行うこと。搬入、撤収日時については今後調整。

(ステージ面積過年実績:①9.0m x 3.6m x 90cm + 9.0m x 1.8m x 1.2m, ②9.0m x 3.6m x 90cm, ③5.4m x 3.6m x 60cm)

ウ 出展ブース等の設営

出展用ブースや座席等の設置を実施する。区が指定する座席配置、その他物品の設置等、区の指示があった場合には、その内容を反映すること。

エ 適正な人員配置

安全かつ円滑にイベントを開催するため、区と協議の上、出演者・出展者や区民等の誘導・対応を行うこと。また、区と連絡調整を行う運営管理責任者を配置し、ステージ(舞台)や各種ブースの円滑な進行に必要な管理業務を行うこと。

オ フラストージ進行管理業務

ステージ運営及び円滑な進行に必要な管理業務を行うこと。

(5) 記録及び実施報告書の作成

ア 記録

ホームページ等の広報媒体で活用することを想定した上で、イベントの様子を記録すること。なお、撮影に必要な機材は受託者が手配すること。

イ 実施報告書の作成

(5)アで撮影した記録をもとに、事業実施後1か月以内に実施報告書を作成すること。

実施報告書に関する仕様は、次のとおりとする。

- 必須掲載事項: イベント概要、参加者数、当日写真
- その他: 写真を主とした内容で、必要に応じてそれぞれの様子がわかるよう注釈をつけること。
- 数量: 印刷物(製本2部)
電子データ(一式)

7 委託料の支払い

(1)江戸川区会計事務規則第88条第12号に基づき、概算払いとする。

(2)受託者は、契約締結日以降に区に対して請求書を交付する。区は受託者から適法な請求書を受理した日から14営業日以内に受託者の指定する受託者名義口座へ当該請求額を支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は区の負担とする。

8 留意事項

(1)事業の実施

ア 本契約の履行に伴う一切の付随業務を行うこと。

イ 本契約の履行にあたっては、柔軟に対応するものとし、区が求める事項は、最大限実現できるように努めること。

ウ 本事業の実施の際には、年齢や性別、国籍、身体的特徴などにかかわらず、すべての人が関われるよう配慮すること。設備等で対応が困難な場合は、合理的な範囲で対応を行うこと。

エ 事業の円滑な実施及び目的の達成のため、過去に区内でハワイアンイベントを実施した経験や区やホノルル市の団体等と独自に連携した実績があり、両都市の関係者などとの連携を密にとることが可能であること。

オ 状況により、会場レイアウト等変更する場合はあるので留意すること。

(2) 打ち合わせ・報告等

ア 受託者は、契約締結後、速やかに区と協議を行い、業務内容について十分な調整を図ること。

イ 受託者は、本契約の履行にあたり、区と必要な協議及び打ち合わせを行い、誠実に業務を進めること。

ウ 打ち合わせ等で必要となる資料については、その都度作成すること。

(3) 持続可能性の取り組み

調達物品の再使用・再生利用、運営時廃棄物の削減等の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の促進など、持続可能性に配慮した内容とするよう努めること。

(4) 秘密保持等

ア 受託者(再委託先、協力会社含む。以下同じ)は、本業務の履行にあたり知りえた一切の事実又は情報について、区が承諾しない限り、何人に対してもその内容を一切公表してはならず、また開示してはならない。

イ 受託者は、本契約の履行にあたり知り得た一切の事実又は情報の使用、保存、処分にあたっては、秘密が保持されるよう細心の注意を持って当たらなければならない。

ウ 受託者は、本業務の履行にあたり、区が提供した資料、データ等は、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

エ 受託者は、本業務の履行にあたっては、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

オ (5)アからエについては、本業務の委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(5) 著作権等

ア 受託者は、区に対し、当該事業者に係る成果物(以下、「本著作物」という。)に関連する著作権(著作権法(昭和45年法律第48条)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を譲渡するものとする。

イ 受託者は、成果物に関する著作人格権を、区又は受託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は、区に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。

エ 受託者は、区の承諾なく、成果品等を第三者に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。

オ 著作物の利用について、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、受託者は自己の費用及び責任において処理するものとし、かつ、区に何らかの損害を与えた時は、その損害を賠償するものとする。

(6) 現地調査等

現地調査を行う場合は、身分証明書を携帯し、求められた場合には提示しなければならない。また、一般利用者等の安全及び適切な施設利用等に配慮し、迷惑とならないよう注意すること。

(7)労働安全性

受託者は、労働基準法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、社会保険諸法令その他の本契約に適用される法令に基づく労働者に対する法令上の責任を負い、受託者責任で労働管理を行い、従事者の労働災害について受託者の責任と費用で処理しなければならない。

(8)損害賠償

受託者は、契約の履行に際し生じた諸事故並びに区及び第三者に与えた損害に対しては、区の指示に従い、受託者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

9 その他

- (1) 区は、天災地変、天候不良、感染症等その責に帰することができない理由により、履行の全部又は一部の中止を申し入れた場合は、区と受託者が協議のうえ、当該中止となった業務に係る請負金額のうち既に履行された部分に相当する金額を補償する。
- (2) 最低賃金(毎年10月頃の改正により最低賃金額が改正された場合は、当該改正後の最低賃金)以上の額を労働者に支払うこと。
- (3) 本契約に関し、受託者が「5 委託業務項目」以外の業務(以下「追加業務」という。)を追加して受託した場合に、区が不可抗力により追加業務の履行の全部又は一部の中止を申し入れたとき、区は、受託者に対し、当該中止に伴う補償を行う。かかる補償にあたっては前項の規定を準用するものとする。
- (4) 業務の遂行にあたっては、区と十分な協議を行い、業務を誠実に履行すること。
- (5) 仕様書等に明示されていない事項が生じた場合、その都度、区と受託者が協議のうえ、決定する。